# 川崎市学校給食費の管理に関する要綱

令和2年6月26日教育次長専決2川教健給第671号

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市学校給食費の管理に関する条例(令和2年川崎市条例 第25号。以下「条例」という。)及び川崎市学校給食費の管理に関する条例施行 規則(令和2年川崎市規則第40号。以下「規則」という。)の施行に関し必要な 事項を定めるものとする。

(学校給食の申込)

- 第2条 学校給食費負担者は、幼児、児童又は生徒(以下「幼児等」という。)が学校給食を受けようとするときは、学校給食申込書(第1号様式)を市長に提出するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による学校給食申込書の提出は、e-KAWASAKI (市の機関等に係る申請等の受付や手数料等の納付等を行うための電子 情報処理組織で総務企画局デジタル化施策推進室が所管する汎用受付システムを いう。)により行うことができる。この場合において、学校給食申込書に記載すべ き事項は、所定の入力フォームへの入力の方法によるものとする。 (学校給食費の通知)
- 第3条 市長は、学校給食費を徴収するときは、学校給食費負担者に対して、学校 給食費負担者が負担すべき学校給食費の額(以下「学校給食費負担額」という。) 及び納付の期限(以下「納期限」という。)を、学校給食費納入額決定通知書(第 2号様式)により通知するものとする。

(学校給食費の納付の方法)

- 第4条 条例第3条及び規則第4条から第6条までの規定により学校給食費負担者 が負担すべき学校給食費を納付する場合は、原則として、口座振替の方法による ものとする。
- 2 学校給食費負担者は、川崎市学校給食費口座振替(自動払込)事務取扱要綱第 5条第1項に規定する様式を取扱金融機関に提出すること又は学校給食費に関し インターネット上で口座振替の申込みをすることとする。
- 3 学校給食費負担者は、口座振替の方法による納付が困難であると市長が認める場合は、取扱金融機関の窓口等で納付書によって納付することができる。 (学校給食を受けることができない場合などの届出)
- 第5条 学校給食費負担者は、次に掲げる事由が生じ、学校給食費負担額の変更を 希望する場合には、学校給食費区分変更届(第3号様式)を市長に提出しなけれ ばならない。
  - (1)食物アレルギーその他のやむを得ない事由により、飲用牛乳(直接飲用に供する目的で販売されている牛乳をいう。以下同じ。)の停止若しくは飲用牛乳以外の学校給食の停止又はこれらの停止の解除を希望する場合
  - (2)食物アレルギーその他のやむを得ない事由により、継続的に学校給食を受けることができない場合又は学校給食の再開を希望する場合
  - (3) 傷病等による欠席等、学校給食を実施する日において連続して4日以上学校 給食を受けることができない場合

(学校給食を受けることが出来ない場合などにおける学校給食費の取扱い)

- 第6条 前条第1号に規定する食物アレルギーその他のやむを得ない事由により飲用牛乳を停止する場合は、規則第3条に規定する学校給食費負担額から当該年度の飲用牛乳の費用に相当する額を差し引いた額を、飲用牛乳以外の学校給食を停止する場合は、当該年度の飲用牛乳の費用に相当する額を学校給食費負担額とする。
- 2 市長は、前条に規定する届出が提出された日から9日後(当該期間の算定については、川崎市の休日を定める条例(平成元年川崎市条例第16号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)から、規則第7条の規定による調整を行うものと

する。

- 3 市長は、次に掲げる事由が生じた場合は、当該学校給食を停止した期間について、規則第7条の規定により調整を行うものとする。
- (1) 災害又は学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条に規定する臨時休業その他の理由により学校給食の全部又は飲用牛乳を停止する場合
- (2) 給食調理場の改修工事等により学校給食を停止する場合
- (3) その他本市の事情により学校給食の全部又は一部を停止した場合
- 4 前2項に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるときは、規則第7条の規定による調整を行うものとする。

(学校給食費の変更の通知)

第7条 市長は、規則第7条に規定する調整等を行うときは、学校給食費負担者に対して、学校給食費納入額変更通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(学校給食費の充当及び還付)

- 第8条 納付された学校給食費負担額に過納又は誤納があるときは、その過誤納額 を当該学校給食費負担者の未納の学校給食費負担額に充当するものとする。
- 2 前項の場合において、充当すべき未納の学校給食費負担額がないときは、当該 学校給食費負担額を還付する。
- 3 市長は、充当又は還付の事由が生じた場合は、学校給食費還付(充当)通知書 (第5号様式)により学校給食費負担者に通知するものとする。
- 4 第2項の規定による還付を行う場合において、学校給食費負担者の居所不明等の事由により還付できない場合は、過誤納額の発生から民法(明治29年法律第89号)第166条第1項に定める期間が経過した後は、その過誤納額を還付しないものとする。

(学校給食費の督促)

- 第9条 市長は、学校給食費負担額について、規則第6条に定める納期限までに納付がなかった場合、学校給食費負担者に対して学校給食費督促状(第6号様式)により督促を行うものとする。
- 2 前項の規定による督促を受けた学校給食費負担者が指定された期限までにその 納付すべき学校給食費負担額を納付しないときは、学校給食費負担者に対して学 校給食費催告書(第7号様式)により催告を行うものとする。

(学校給食費の遅延損害金)

- 第10条 市長は、学校給食費負担者が納期限までに学校給食費負担額を納付しない場合であって、納付しない学校給食費負担額(以下本条において「未納額」という。)の合計額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)のときは、民法第404条及び第419条第1項の規定により、その未納額に、当該納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、民法第404条の規定による割合を乗じて計算した金額(100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に相当する遅延損害金を徴収するものとする。この場合において、未納額の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る遅延損害金の計算の基礎となる額は、その納付があった未納額を控除した額とする。
- 2 前項の遅延損害金の額の算定についての年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(幼児等以外が学校給食を受けた場合の取扱い)

- 第11条 川崎市立学校に勤務する職員その他の幼児等以外の学校給食を受ける者 (以下「職員等」という。)に係る学校給食費負担額相当額は、別表の左欄に掲げ る区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。
- 2 前項に定めるもののほか、職員等に係る学校給食の取扱いについては、幼児等 の例による。

(学校給食費負担額に係る措置)

- 第12条 学校給食費負担額については、次に掲げる場合に規則第3条第3項に規 定する必要な措置を講ずるものとする。
- (1) 当該年度の前々年度の10月からその翌年の9月までの消費者物価指数(総務省において作成する消費者物価指数のうち、本市の食料に係る指数をいう。以下同じ。)の平均値(当該値に小数点以下第1位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た値。以下同じ。)が学校給食費負担額が改定となった直近の年度の前々年度の10月からその翌年の9月までの消費者物価指数の平均値と比べ1%以上(当該値に小数点以下第1位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た値)上昇し、又は下降したとき。
- (2) その他市長が必要があると認めるとき。
- 2 前項第1号の規定による1%以上上昇し、又は下降したときの学校給食費負担 額の算定は、規則別表第1の学校給食費負担額に、当該上昇した又は下降した率 を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を 加除するものとする。

(その他必要事項)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(令和2年6月26日教育次長専決 2川教健給第671号) (施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、決裁の日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則(令和3年1月25日教育次長専決 2川教健給第1606号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(令和3年6月29日教育次長専決 3川教健給第625号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(令和4年1月30日教育次長専決 3川教健給第1772号) (施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分 の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(令和5年3月31日室長専決 4川教健給第2757号) (施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、引き続きこれを使用することができる。

附 則(令和5年9月28日室長専決 5川教健給第1474号)

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則(令和5年12月11日教育次長専決 5川教健給第2061号)

この要綱は、令和6年1月4日から施行する。

附 則(令和6年12月4日教育次長専決 6川教健給第1895号) (施行期日)

1 この要綱は、令和7年1月6日から施行する。ただし、第12条を加える改正

規定は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱第11条第1項に規定する職員等に係る令和6年度第8期及び第9期の学校給食費負担額相当額の改定前と改定後の差額については、川崎市学校 給食費の管理に関する条例施行規則(令和2年川崎市規則第40号)第7条に規 定する調整と併せて、第9期に徴収することができる。

附 則(令和7年2月19日室長専決 6川教健給第2490号) (施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年2月19日から施行する。 (経過措置)
- 2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(令和7年11月17日教育次長専決 7川教健給第1694号) この要綱は、決裁の日から施行する。

# 別表 (第11条関係)

	学校給食費負担額相当額
区分	(1人1日につき)
小学校の児童と同等の学校給食を受	0.1.7.
ける者	3 1 7 円
小学校の児童と同等の学校給食を受	9.7.0 [
ける幼児等と同じ年齢の者	270円
中学校の生徒と同等の学校給食を受	2.76 [
ける者	376円
中学校の生徒と同等の学校給食を受	2.00
ける幼児等と同じ年齢の者	3 2 0 円
特別支援学校の幼稚部の幼児と同等	0.1.1 [
の学校給食を受ける者	2 1 1 円
特別支援学校の幼稚部の幼児と同等	
の学校給食を受ける幼児等と同じ年	180円
齢の者	
特別支援学校の小学部の児童と同等	3 1 7 円
の学校給食を受ける者	317円
特別支援学校の小学部の児童と同等	
の学校給食を受ける幼児等と同じ年	270円
齢の者	
特別支援学校の中学部及び高等部の	9.7.€ ⊞
生徒と同等の学校給食を受ける者	3 7 6 円
特別支援学校の中学部及び高等部の	
生徒と同等の学校給食を受ける幼児	3 2 0 円
等と同じ年齢の者	

# 学校給食申込書(幼児児童生徒用)

# (宛先) 川崎市長

年 月 日

次の幼児児童生徒について、学校給食の提供を申し込みます。また、川崎市学校給食費の管理に関する条例、同施行規則及び川崎市学校給食費の管理に関する要綱の規定に基づき、学校給食費を納付します。

(学校給食費負担者)	住 所 フリガナ 保護者等 氏 名	T -			幼児児童生徒	電話番号		中に連絡のとれ <sup>、</sup> —	る電話番号
	食を受ける者 L童生徒氏名)	学 校 名 フリガナ 氏 名	川崎市立			生年月日	学校 学年	三月	年日
	報の取扱いに関す れる場合は、右の 入れてください。	□に「✓」を	チェック欄	学校給食費に滞 康給食推進室が 囲内において、 者(保護者等) 査・取得し、利	、学校紀 川崎市都 及び同-	給食費の液 教育委員会 一生計世春	帯納の解消の 会が保有する 号員に関する	うために必 う学校給食	要な範 費負担

#### 【注意事項】

- ・本申込書の有効期間は、提出した年度(未就学児については、川崎市立小学校又は特別支援学校に入学した年度)の3月31日までとします。
- ・本申込書は、提出日から幼児児童生徒が川崎市立学校(川崎市立高等学校を除きます。以下同じ。)に在籍する期間中は毎年度更新します。
- ・学校給食の提供を停止(再開)する場合は、停止(再開)を希望する日の8日前(閉庁日を除きます。)までに、「学校給食費区分変更届(第3号様式) | を提出する必要があります。
- ・この申込書は、幼児児童生徒(学校給食を受ける者)1人につき1枚ずつ御記入ください。
- ・食物アレルギー等の理由により学校給食の全部若しくは一部の停止、除去食の提供又は情報提供を希望する場合は、「学校生活管理指導表」等を提出していただきますので、別途学校に申し出てください。
- ・宗教上の理由等により食べることができない食材があり、特別な対応が必要な場合は、その旨を別途学校に申 し出てください。

本申込書に記載された個人情報は、学校給食の管理運営目的のみに利用し、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号)に基づき適正に取り扱います。

# \*学校使用欄\*

喫食開始年月日	年	月	日
	※年度当初から喫食する	る場合は記入る	下要です。

# 学校給食申込書 (職員等用)

(宛先) 川崎市長

年 月 日

私は、学校給食の提供を申し込みます。また、川崎市学校給食費の管理に関する条例、同施行規則及び川崎市学校給食費の管理に関する要綱の規定に基づき、学校給食費を納付します。

	フリガナ									
	氏名					職員番(8桁				
申込者	住所	Ŧ	_			生年月日		年	月	日
	連絡先	電話番号	携帯電話な	など日中に連絡のと <u>—</u>	: れる電話番号	_				
学校給食を受	受ける場所	川崎市立 (川崎市)								
(同意される	取扱いに関す 場合は、右 <i>の</i> れてください。	)□に「√」を	チェック欄	給食推進室 において、	に滞納が生じた が、学校給食費 川崎市教育委員 し、利用するこ	の滞納の解 会が保有す	7消の7 る私に	ために必っ こ関する	要な範	囲内

# 【注意事項】

- ・本申込書の有効期間は、提出した年度の3月31日までとします。
- ・本申込書は、提出日から申込者が川崎市立学校(川崎市立高等学校を除きます。以下同じ。)に在籍する期間中 は毎年度更新します。
- ・学校給食の提供を停止(再開)する場合は、停止(再開)を希望する日の8日前(閉庁日を除きます。)までに、「学校給食費区分変更届(第3号様式-②)」を提出する必要があります。

本申込書に記載された個人情報は、学校給食の管理運営目的のみに利用し、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号)に基づき適正に取り扱います。

#### \*学校使用欄\*

喫	食	開	始	年	月	目	年		月	目
							※4月の給食開始日かり	ら喫食	する場合	な記入不要です。

# 学校給食申込書 (臨時的喫食者用)

(宛先) 川崎市長

年 月 日

私は、学校給食の提供を申し込みます。また、川崎市学校給食費の管理に関する条例、同施行規則及び川崎市学校給食費の管理に関する要綱の規定に基づき、学校給食費を納付します。

	フリガナ					
	氏名					
学校給食費負担者 (請求先)	住所	〒 -				
	連絡先	電話番号	携帯電話など日中に連絡の	のとれる電話番号 <u>—</u>	_	
	フリガナ					
	氏名		· 典名切老儿曰 12	口兴快处企业名和老	1. 田 よっァ	
学校給食を受ける者		一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	¥費負担者と同じ	□学校給食費負担者	と異なる	
	住所	1				
		□学校給食	<b>ま</b> 費負担者と同じ	□学校給食費負担者	と異なる	
学校給食を喫食	する場所	川崎市立 (川崎市)				
的标识	) 	喫 食 日			食数 (総計)	食
学校給食を受	りる日	備考				
		目的				
学校給食を受け	る目的▼	備考				
個人情報の取扱いに関する同意事項 (同意される場合は、右の□に「✓」を 入れてください。)  **エック欄 学校給食費に滞納が生じた場合、川崎市教育委員会事務局 健康給食推進室が、学校給食費の滞納の解消のために必要 な範囲内において、川崎市教育委員会が保有する私に関す る個人情報を調査・取得し、利用することに同意します。						

\*学校給食を受ける目的を具体的に御記入ください。 (例:試食会のため、施設見学後喫食するため、教育実習のため等)

本申込書に記載された個人情報は、学校給食の管理運営目的のみに利用し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき適正に取り扱います。

# \*学校使用欄\*

	担当			
学 校				
校				

	シス	テム
処理	入力日	確認印
理		

# 学校給食申込書(定期的喫食者(法人)用)

(宛先) 川崎市長

年 月 日

私は、学校給食の提供を申し込みます。また、川崎市学校給食費の管理に関する条例、同施行規則及び川崎市学校給食費の管理に関する要綱の規定に基づき、学校給食費を納付します。

	フリガナ				業者番号*
	法人名				
	フリガナ				
申込者	代表者職氏名				
	住所	〒	_		
	Ne (F II.	担当者名			
	連絡先	電話番号	_	_	

# 【注意事項】

- ・本申込書の有効期間は、提出した年度の3月31日までとします。
- ・本申込書は、川崎市との業務委託契約期間中は、毎年度更新します。
- ・給食食数については別表に御記入いただき、本申込書と併せて提出してください。

本申込書に記載された個人情報は、学校給食の管理運営目的のみに利用し、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) に基づき適正に取り扱います。

\*川崎市使用欄\*

	シス	テム
処理日	入力日	確認印

<sup>\*</sup>業者番号とは業者登録申請時に、本市から付与された番号です。

# 第1号様式—④(別表)

貴法人が従事している施設名及び施設ごとの給食食数を御記入ください。

# (記入例)

No.	施 設 名	1日当たりの給食食数
1	○○小学校	30 食
2	○○小学校	20 食
3	○○支援学校	20 食
4	○○中学校	30 食
5	○○学校給食センター	100 食
	合計	200 食

No.	施 設 名	1日当たりの給食食数
1		食
2		食
3		食
4		食
5		食
6		食
7		食
8		食
9		食
10		食
11		食
12		食
	合計	0 食

学校給食費納入額決定通知書生産の受替の登録金費の数入額を次のとおりまります。

II

		メッナスを入り、加	+ Xo Y + X M X M X M X M X X X X X X X X X X X	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	Г	年 月	ш
	学校給食費負	費負担者氏名			Γ		
	学校給食を受け	受ける者の氏名			川崎市立	学校 年 組	
					納付金について		
	期別	納期限 (口座振替日)	納付金額	対象月	<ul><li>(1) 徴収の根拠について この学校給食費は、川</li></ul>	)徴収の根拠について この学校給食費は、川崎市学校給食費の管理に	理に
			田田		関する条例第3	関する条例第3条の規定により学校給食費負担者	(担者
			H		から学校給食費	から学校給食費を市が徴収するものです。	
			   H		(2) 遅延損害金について	について	
			H		納期限までに	納期限までに納付されなかった場合において、	j
			H		未納額の合計金	未納額の合計金額が2,000円以上(1,000円未満	糎
禁			H		の猫数があると	の端数があるときは、その端数を切り捨てます。	( \$ )
			田田		のときは、納期	のときは、納期限の翌日から納付の日までの期間	)期間
			田田		の日数に応じ、	の日数に応じ、川崎市学校給食費の管理に関す	4
			田田		る要綱第10条の	る要綱第10条の定めに基づき計算した遅延損害	争
		年間合計	田田	\	金 (100円未満の	金(100円未満の端数があるとき又はその全額が	額が
		学校給食費は、1食単価	は、1食単価 円で計算しています	生子。	1,000円未満でま	1,000円未満であるときは、その端数金額又は全	は金
	生活保護 勍	学援助について(特	生活保護・就学援助について(特別支援学校の幼稚部及び高等部を除く。)	等部を除く。)	額を切り捨てま	額を切り捨てます。)を徴収します。	
	<b>进</b>	活保護の教育扶助を	生活保護の教育扶助を受けている又は就学援助の認定を受け	り認定を受け	(3) 納付金額の	(3) 納付金額の変更・調整について	
	37	る場合は、学校給食	・費の納付の必要はありませる。	すん。	年間の提供日	年間の提供日数の合計が変更となり、納付金額に	金額に
	任.	任保護・就学援助が	生活保護・就学援助が廃止となった場合は、学校給食費を	交給食費を	増減があった場	増減があった場合は、第9期に納付金額を調整しま	撃しま
	納付1	納付いただきます。			fs.		
			川崎市長	品	「連絡先」	I Ą	
					教育委員会事務局 		
						二高市	
					電話:044-	FAX:044—	

〒 -川崎市

様

川崎市長印

# 学校給食費納入額決定通知書 (職員等用)

学校給食費納入額を次のとおり決定しましたので通知します。

会計年度	科目	納付方法	
フリガナ			
氏名			

期別	納期限 (口座振替日)	納付金額	額	対象月
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
年	間合計	円		

学校給食費は、1食単価 円で計算されています。

管理番号	
------	--

【連絡先】 川崎市教育委員会事務局 〒 — 川崎市 電話:044- FAX:044-

# 1 学校給食費

#### (1) 徴収の根拠について

この学校給食費は、川崎市学校給食費の管理に関する要綱第11条で準用する川崎市学校給食費の管理に関する条例第3条に基づき、学校給食費負担者から学校給食費負担額を市が徴収するものです。

#### (2) 遅延損害金について

納期限までに納付されなかった場合において、未納額の合計金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。)のときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、川崎市学校給食費の管理に関する要綱第10条の定めに基づき計算した遅延損害金(100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)を徴収します。

# (3) 納付金額の変更・調整について

〒 -川崎市

様

川崎市長印

# 学校給食費納入額決定通知書 (臨時的喫食者用)

学校給食費納入額を次のとおり決定しましたので通知します。

会計年度		科目			
ப்≑ŧ±v	フリガナ				
申請者	氏名				
	'			·	
納付額		円			
学校給食費に	は、1食単価		れています。		
学校給食を受	受ける日				
	•				_
納期限					
管理番号					

【連絡先】 川崎市教育委員会事務局 〒 — 川崎市 電話:044- FAX:044-

# 1 学校給食費

#### (1) 徴収の根拠について

この学校給食費は、川崎市学校給食費の管理に関する要綱第11条で準用する川崎市学校給食費の管理に関する条例第3条に基づき、学校給食費負担者から学校給食費負担額を市が徴収するものです。

#### (2) 遅延損害金について

納期限までに納付されなかった場合において、未納額の合計金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。)のときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、川崎市学校給食費の管理に関する要綱第10条の定めに基づき計算した遅延損害金(100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)を徴収します。

# (3) 納付金額の変更・調整について

〒 -川崎市

様

川崎市長印

# 学校給食費納入額決定通知書(定期的喫食者(法人)用)

学校給食費納入額を次のとおり決定しましたので通知します。

会計年度	科目	納付方法	
フリガナ			
法人名			

期別	納期限 (口座振替日)	納付額	Į	対象月
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
年	間合計	円		
10%対象		円		
10%消費税	額(内税)	円 (Amin)		

学校給食費は、1食単価 円で計算されています。

<u>管理番号</u>	

【連絡先】 川崎市教育委員会事務局 〒 — 川崎市 電話:044- FAX:044-【登録番号】T

# 1 学校給食費

#### (1) 徴収の根拠について

この学校給食費は、川崎市学校給食費の管理に関する要綱第11条で準用する川崎市学校給食費の管理に関する条例第3条に基づき、学校給食費負担者から学校給食費負担額を市が徴収するものです。

#### (2) 遅延損害金について

納期限までに納付されなかった場合において、未納額の合計金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。)のときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、川崎市学校給食費の管理に関する要綱第10条の定めに基づき計算した遅延損害金(100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)を徴収します。

# (3) 納付金額の変更・調整について

川崎市長

印

# 学校給食費納入額決定通知書

年度の学校給食費の納入額を次のとおり決定しましたので通知します。

科目	科目			納付方法	=
学校給食	費負担者氏名				
学校給食を	受ける者の氏名				
#9 01	納期限		納付金額		<b>社</b> 4 日
期別	(口座振替日)		栁竹金領		対象月
			円		
			円		
			円		
			円		
			円		
			円		

円 円 円

円

学校給食費は、1食単価 円で計算しています。

生活保護・就学援助について (特別支援学校の幼稚部及び高等部を除く。)

年間合計

生活保護の教育扶助を受けている又は就学援助の認定を受けている場合は、学校給食費の納付の必要はありません。 生活保護・就学援助が廃止となった場合は、学校給食費を納付いただきます。

【連絡先】

教育委員会事務局

〒 一 川崎市

TEL: 044-

FAX: 044-

# (1) 徴収の根拠について

この学校給食費は、川崎市学校給食費の管理に関する条例第3条の規定により学校給食費負担者から学校給食費負担額を市が徴収するものです。

# (2) 遅延損害金について

納期限までに納付されなかった場合において、未納額の合計金額が 2,000 円以上 (1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。)のときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、川崎市学校給食費の管理に関する要綱第 10 条の定めに基づき計算した遅延損害金 (100 円未満の端数があるとき又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)を徴収します。

# (3) 納付金額の変更・調整について

〒 -川崎市

様

川崎市長

# 学校給食費納入額決定通知書(臨時的喫食者(法人)用)

学校給食費納入額を次のとおり決定しましたので通知します。

会計年度		科目				
申請者	フリガナ					
中明石	氏名					
	<u> </u>					
納付額		円				
学校給食費は	は、1食単価	円で計算され	れています。			
10%対象			10%消费	費税額		
2 2 7 8 7 13 3 3 4		円	(内	兄 <i>)</i> ————		円
学校給食を受	受ける日					
, May Co						
納期限						
אפונאלנו ויוי						
<i>У</i> УС ТН <b>ЭТ.</b> Р						
管理番号						
				【連絡	先】	

理格尤】 川崎市教育委員会事務局 〒 — 川崎市 電話:044- FAX:044-

【登録番号】T

# 1 学校給食費

#### (1) 徴収の根拠について

この学校給食費は、川崎市学校給食費の管理に関する要綱第11条で準用する川崎市学校給食費の管理に関する条例第3条に基づき、学校給食費負担者から学校給食費負担額を市が徴収するものです。

#### (2) 遅延損害金について

納期限までに納付されなかった場合において、未納額の合計金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。)のときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、川崎市学校給食費の管理に関する要綱第10条の定めに基づき計算した遅延損害金(100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)を徴収します。

# (3) 納付金額の変更・調整について

# 学校給食費区分変更届(幼児児童生徒用)

年 月 日

(宛先) 川崎市長

学校給食費負担者 住所 (保護者等)

氏名

連絡先電話番号 ( )

次のとおり、学校給食費の変更を届け出ます。

	学	校名	川崎市立			学校	学年組	年	組
学校給食を受ける者		リガナ							
	氏	名							
変更事由 ※該当の番号に○を 付けてください。	1	変更		2	停止		ć	3 再開	
届出事由	1	傷病のた	こめ						
※該当の番号に○を付けてく ださい。	2	食物アレ	ノルギー等の力	こめ					
※「その他」の場合は理由を 記載してください。	3	その他	(						)
学校給食の区分	1	完全給負	食(食事及牛郛	L)					
※「1変更」の場合は変更後の区 分に○を付けてください。	2	牛乳停」	Ł						
※「2停止」又は「3再開」の場合は該当の番号に○を付けてください。	3	牛乳のみ	タ(牛乳以外体	事止)	)				
変更希望日		年	月 F	カ	16				

- ※ 学校給食費の変更は、学校が届出を受けた日から9日後(川崎市の休日を定める条例(平成元年川崎市条例第16号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)から適用になります。
- ※「牛乳」にははっこう乳等の牛乳以外の飲み物全般も含まれます。

\*学校使用欄\*

	担当			
確認欄				
欄				

Ьп	シブ	テム
処理	入力日	確認印
日		

\*健康給食推進室使用欄\*

適用年月日	年 月	日から
-------	-----	-----

# 学校給食費区分変更届 (職員等用)

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者 住所

フリカ゛ナ

氏名

連絡先電話番号 ( )

次のとおり、学校給食費の変更を届け出ます。

	川崎市立		学校
学校給食を受ける場所	川崎市	南部 中部 (○印をつけてくだ	北部 学校給食センター
変更事由 ※該当の番号に○を 付けてください。	1 変更	2 停止	3 再開
届出事由	1 傷病のた	_ W	
※該当の番号に○を付けてく ださい。	2 食物アレ	ノルギー等のため	
※「その他」の場合は理由を記載してください。	3 その他	(	)
学校給食の区分	1 完全給食	(食事及牛乳)	
※「1変更」の場合は変更後の 区分に○を付けてください。	2 牛乳停止	:	
※「2停止」又は「3再開」の 場合は該当の番号に○を付けて ください。	3 牛乳のみ	、(牛乳以外停止)	
変更希望日	年	月 日から	

- ※ 学校給食費の変更は、学校が届出を受けた日から9日後(川崎市の休日を定める条例(平成元 年川崎市条例第16号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)から適用になります。
- ※「牛乳」にははっこう乳等の牛乳以外の飲み物全般も含まれます。

\*学校使用欄\*

_,	担当			
確認欄				
作制				

<b>4</b> п	シ	ステム
処理	入力日	確認印
日		

\*健康給食推進室使用欄\*

学校給食費納入額変更通知書籍等的

Ι<del></del>

	[元号]XX年	元号]XX年度の学校給食費の納入額を次のとおり変更しましたので通知します。	<b>り納入額を次の</b>	とおり変	更しましたの	)で通知します。		
	科目		管理番号		納/	納付方法	年 月 日	ш
	学校給食費負	<b>支費負担者氏名</b>						
	学校給食を受ける	受ける者の氏名					川崎市立 学校 年 組	
							納付金について	ı
	10#	変更前		変更後	後	納期限	(1) 徴収の根拠についた	
	<b>新</b> 河		納付金額			(口座振替日)	この学校給食費は、川崎市学校給食費の管理に	
		<u></u> 田		田			関する条例第3条の規定により学校給食費負担者	
		<u> </u>		H			から学校給食費を市が徴収するものです。	
		<u> </u>		H			(2) 遅延損害金について	
		田		H			納期限までに納付されなかった場合において、	
		<u></u> 田		E			未納額の合計金額が2,000円以上(1,000円未満	
		E		E			の端数があるときは、その端数を切り捨てます。)	
		E		E			のときは、納期限の翌日から納付の日までの期間	
		E		E			の日数に応じ、川崎市学校給食費の管理に関す	
		— 日		H			る要綱第10条の定めに基づき計算した遅延損害	
	年間合計	— Н		H		$\setminus$	金(100円未満の端数があるとき又はその全額が	
		学校給食費は、1食単価	l	円で計算	円で計算しています。		1,000円未満であるときは、その端数金額又は全	
	生活保護 就学援	<b>就学援助について</b>	助について(特別支援学校の幼稚部及び高等部を除く。)	の幼稚	部及び高等	部を除く。)	額を切り捨てます。)を徴収します。	
		生活保護の教育扶助を受けている又は就学援助の認定を受け	扶助を受けて	いる又に	1就学援助(	り認定を受け	(3) 納付金額の変更・調整について	
	٢	ている場合は、学校給食費の納付の必要はありません。	校給食費の納	付の必要	更はありま	せん。	年間の提供日数の合計が変更となり、納付金額に	
		生活保護・就学援助が廃止となった場合は、学校給食費を	援助が廃止と	なった場	易合は、学	交給食費を	増減があった場合は、第9期に納付金額を調整しま	
	滦	納付いただきます。					<u>_</u>	
			川崎市長	賦		毌	[連絡先] 教育委員会事務局 〒 - 川崎市	

FAX:044-

電話:044-

テ -川崎市

様

川崎市長

印

# 学校給食費納入額変更通知書

学校給食費納入額を次のとおり変更しましたので通知します。

会計年度		科目		納付方法				
学校給1	食費負担者氏	:名			学校給食を	受ける者		
( 川崎	市立	学校	年 #	狙	)			

	変更	前	変更	後	納期限
期別		(口座振替日)			
	円		円		
	円		円		
	円		円		
	円		円		
	円		円		
	円		円		
	円		円		
	円		円		
	円		円		
年間合計	円		円		

学校給食費は、1食単価 円でま

円で計算されています。

# 生活保護・就学援助について(特別支援学校の幼稚部及び高等部を除く。)

生活保護の教育扶助を受けている又は就学援助の認定を受けている場合は、学校給食費の納付の必要はありません。

生活保護・就学援助が廃止となった場合は、学校給食費を納付いただきます。

管理番号	

【連絡先】 教育委員会事務局 〒 — 川崎市 電話:044-

#### 1 学校給食費

(1) 徴収の根拠について

この学校給食費は、川崎市学校給食費の管理に関する条例第3条の規定により、学校給食費負担者から学校給食費を市が徴収するものです。

(2) 遅延損害金について

納期限までに納付されなかった場合において、未納額の合計金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。)のときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、川崎市学校給食費の管理に関する要綱第10条の定めに基づき計算した遅延損害金(100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)を徴収します。

(3) 納付金額の変更・調整について

〒 -川崎市

様

川崎市長 印

# 学校給食費納入額変更通知書 (職員等用)

学校給食費納入額を次のとおり変更しましたので通知します。

会計年度	科目	納付方法	
フリガナ			
氏名			

#000	変更	変更前     変更後		納期限	
期別		納付	<b>十金額</b>		(口座振替日)
	円		円		
	円		円		
	円		円		
	円		円		
	円		円		
	円		円		
	円		円		
	円		円		
	円		円		
年間合計	円		円		

管理番号	

【連絡先】 川崎市教育委員会事務局 〒 — 川崎市 電話:044- FAX:044-

# 1 学校給食費

#### (1) 徴収の根拠について

この学校給食費は、川崎市学校給食費の管理に関する要綱第11条で準用する川崎市学校給食費の 管理に関する条例第3条に基づき、学校給食費負担者から学校給食費負担額を市が徴収するものです。

#### (2) 遅延損害金について

納期限までに納付されなかった場合において、未納額の合計金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。)のときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、川崎市学校給食費の管理に関する要綱第10条の定めに基づき計算した遅延損害金(100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)を徴収します。

# (3) 納付金額の変更・調整について

〒 -川崎市

様

川崎市長印

# 学校給食費納入額変更通知書 (臨時的喫食者用)

学校給食費納入額を次のとおり変更しましたので通知します。

会計年度		科目		納付方法	
フリガナ					
氏名					
	l .				
	+ - V				
納付額	変更前		<u>円</u>		
学校給食費	変更後   な、1食単価		円 算されています	0	
納期限					
管理番号					

【連絡先】 川崎市教育委員会事務局 〒 — 川崎市 電話:044- FAX:044-

# 1 学校給食費

#### (1) 徴収の根拠について

この学校給食費は、川崎市学校給食費の管理に関する要綱第11条で準用する川崎市学校給食費の 管理に関する条例第3条に基づき、学校給食費負担者から学校給食費負担額を市が徴収するものです。

#### (2) 遅延損害金について

納期限までに納付されなかった場合において、未納額の合計金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。)のときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、川崎市学校給食費の管理に関する要綱第10条の定めに基づき計算した遅延損害金(100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)を徴収します。

# (3) 納付金額の変更・調整について

印

〒 -川崎市

様

川崎市長

# 学校給食費納入額変更通知書(定期的喫食者(法人)用)

学校給食費納入額を次のとおり変更しましたので通知します。

会計年度	科目	納付方法	
フリガナ			
法人名			

期別	変更		変更・金額	[後	納期限 (口座振替日)
	円		円		
	円		円		
	円		円		
	円		円		
	円		円		
	円		円		
	円		円		
	円		円		
	円		円		
年間合計	円		円		
	10%対象		円		
10	%消費税額(內	税)	円		

学校給食費は、1食単価 円で計算されています。

管理番号	
------	--

【連絡先】 川崎市教育委員会事務局 〒 — 川崎市 電話:044- FAX:044-【登録番号】T

# 1 学校給食費

#### (1) 徴収の根拠について

この学校給食費は、川崎市学校給食費の管理に関する要綱第11条で準用する川崎市学校給食費の 管理に関する条例第3条に基づき、学校給食費負担者から学校給食費負担額を市が徴収するものです。

#### (2) 遅延損害金について

納期限までに納付されなかった場合において、未納額の合計金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。)のときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、川崎市学校給食費の管理に関する要綱第10条の定めに基づき計算した遅延損害金(100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)を徴収します。

# (3) 納付金額の変更・調整について

お返しする額(還付額) 第5号様式 年 月 日 ※ ※口座振替払いの者 А-В 卡納額の内訳 (Bの内訳 1 民法第166条第1項に定める期間の経過後は、還付ができなくなりますので御注意ください。 充当額 (未納額) 2 還付金については、学校給食費を納めている口座へ自動的にお振込みいたします。 氏 名 対象月 学校給食費について、次のとおり還付(充当)がありますので通知します。 還付番号 納め過ぎた額 3 詳細をお知りになりたい場合は、右記まで御連絡ください。 学年•組 納付すべき額 物め過ぎた額 (過誤納金額) お支払い額 過誤納金内訳(Aの内訳) 学校名 対象月 備考

-

II

FAX:044-

〒 - 川崎市 電話:044- FA

川崎市教育委員会事務局

믒

川崎市長

[連絡先]

印

〒 — — 川崎市

※納付書払いの者

様

川崎市長

# 学校給食費還付(充当)通知書

学校給食費について、下記のとおり還付(充当)がありますので通知します。

なお、還付の場合は、学校給食費還付金振込依頼書の提出が必要になりますので、必要 事項を御記入いただき、令和 年 月 日までにご提出をお願いいたします。

会計年	F.度	科目		還付看	番号			
学校	名				学年・約	组	年	組
フリカ				•				
į	事 由							
A 過誤納金	だ額(過誤納金内訳 (Aの内記 お支払い額	円	E	卡納額内	未納額) 円 訳(BのF 充当額	А-В	- る額	円

# 備考

- 1 民法第166条第1項に定める期間の経過後は、還付ができなくなりますので御注意ください。
- 2 詳細をお知りになりたい場合は、下記まで御連絡ください。

# 【連絡先】

川崎市教育委員会事務局 〒 一 川崎市 電話:044- FAX:044〒 - 川崎市

様

川崎市長

囙

# 学校給食費還付(充当)通知書(職員等・臨時的喫食者用)

学校給食費について、下記のとおり還付(充当)がありますので通知します。

会計年	三度	科目			還付	番号			
フリガ	·ナ								
氏。	名								
Ē	事 由								
納め過ぎ A	*た額(過誤納会	全額) 円		方 B		(未納額)  -  -	お返しす A-B	つる額	(還付額)
過誤納金	た内訳(Aの内記	尺)		- - -	-納額内	i訳(Bの	)内訳)		
対象月	お支払い額	納付すべき額	納め過ぎた額	*	付象月	充当額			
				-			+		
							1		
				-			4		
							1		
							]		
合計				-	合計		=		
1									

# 備考

- 1 民法第166条第1項に定める期間の経過後は、還付ができなくなりますので御注意ください。
- 2 詳細をお知りになりたい場合は、下記まで御連絡ください。

# 【連絡先】

川崎市教育委員会事務局 〒 一 川崎市 電話:044- FAX:044〒 — 川崎市

様

川崎市長

印

# 学校給食費還付(充当)通知書(定期的喫食者(法人)用)

学校給食費について、下記のとおり還付(充当)がありますので通知します。

会計年度	Ē	科	目 目			還付番号	<u>1</u> ,			
フリガナ										
法人名										
事	ь									
納め過ぎた	額(過誤納金	≩額)				<b>元当額(未</b> 級	物額)	お返しす	<sup>-</sup> る額	(還付額)
А		円			В		円	A-B		円
過誤納金內						<b>卡納額内訳</b>	(BØF	<b>为訳</b> )		
対象月お	支払い額	納付すべき	額納	<b>か過ぎた額</b>		対象月 充	当額			
					┧┟			1		
			_		<del> </del>			1		
					╽┟			1		
					-			-		
合計						合計		1		

# 備考

- 1 民法第166条第1項に定める期間の経過後は、還付ができなくなりますので御注意ください。
- 2 詳細をお知りになりたい場合は、下記まで御連絡ください。

# 【連絡先】

川崎市教育委員会事務局 〒 — 川崎市 電話:044- FAX:044-

印

〒 -川崎市

様

川崎市長

# 学校給食費還付(充当)通知書

学校給食費について、下記のとおり還付(充当)がありますので通知します。

会計年	度		科目			還付	番号				
										'	
学校》	名						学年	• 組		年	組
フリガ											
Ę	· 由										
納め過ぎ	た額(過誤納	金額)	1		7	c当額	(未納額)			る額	(還付額)
A		円			В		ļ	ŋ A	<b>√</b> B		円
過誤納金	内訳(Aの内i	訳)			Ħ	ら納額 内	引訳 (B	の内訳	()		
対象月	お支払い額	納付す	一べき額納	め過ぎた額	] [3	付象月	充当额	Ę			
		<u> </u>			<del> </del>			4			
					╁┝						
					l ⊢			4			
					┨┝			$\dashv$			
<u> </u>						<b>∧</b> ∋1		_			
合計					l L	合計					

#### 備考

- 1 民法第166条第1項に定める期間の経過後は、還付ができなくなりますので御注意ください。
- 2 還付金については、学校給食費を納めている口座へ自動的にお振込みいたします。
- 3 詳細をお知りになりたい場合は、次の連絡先まで御連絡ください。

# 【連絡先】

教育委員会事務局 〒 — 川崎市 電話:044- FAX:044-

年 月 日

印

様

川崎市長

# 学校給食費督促状

学校給食費が次のとおり未納となっています。納付書にて指定納期限までに必ず納付してください。 なお、本状の到達前に既に納付いただいている場合は、行き違いですので御了承ください。

# 1 対象となる学校給食費

年度	対象月 (又は学校給食を受けた日)	当初納期限	ŕ	管理番号	
----	-------------------	-------	---	------	--

# 2 学校給食を受ける者

学校名	学年・組	年	組	
氏名		-		

3 未納金額及び指定納期限

未納金額	指定納期限	
------	-------	--

- 4 納付について
  - (1) お支払いは、納付書にて川崎市が指定する金融機関等にお支払いください。
  - (2) 当初納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、遅延損害金を別途お知らせの上、徴収する場合があります。
  - (3) 本状についてのお問い合わせ・納付に関する御相談は、下記まで御連絡ください。

# 【連絡先】

川崎市教育委員会事務局

〒 - 川崎市

TEL: 044- - FAX: 044- -

II

Ш Щ #

川崎市長

묘

# 学校給食費催告書

学校給食費について、督促後、納付が未だ確認できておりません。つきましては、次の指定納期限 までにお支払いいただくよう催告します。

ΙH

なお、本書の到達前に既に納付いただいている場合は、行き違いですので御了承ください。

		管理番号
学校給食費負担者氏名	学校給食対象者	学校名

3 法的措置について

今回の指定納期限までに納付がなく、このまま放置され ますと、法的措置を執る場合があります。

対角レだれ沙技が今期

4 納付についた

(1)当初納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、

遅延損害金を別途お知らせの上、徴収する場合があります。 (2)納付書をお持ちでない場合や本書についてのお問い合わ せ、納付に関する御相談は、下記まで御連絡ください。

川崎市教育委員会事務局 川崎市

【連絡先】

FAX:044-電話:044-

ı

		一木糸					
<b>冷</b> 其		対象月					
刈象とよる子校和良貞 :納金額計  │ :納金額計  │		未納金額				期限	
1 対象とば 末納金額計	(内訳)	対象月				2 指定納期限	

指定納期限

腄

様

川崎市長

印

# 学校給食費催告書

学校給食費について、督促後、納付がいまだ確認できておりません。 つきましては、次の指定納期限までにお支払いいただくよう催告します。 なお、本書の到達前に既に納付いただいている場合は、行き違いですので御了承ください。

学校給食費負担者氏名		
学校給食対象者		
学校名	管理番号	

1	対象	上	12	ろ	学校給食費
1	/J //	$\overline{}$	. 0	٠ω	

未納額計	
------	--

(内訳)

対象月	未納金額	対象月	未納金額

2 指定納期限

指定納期限	

3 法的措置について

今回の指定納期限までに納付がなく、このまま放置されますと、法的措置を執る場合があります。

- 4 納付について
- (1) お支払いは、納付書にて川崎市が指定する金融機関等にお支払いください。
- (2) 当初納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、遅延損害金を別途お知らせの上、徴収する場合があります。
- (3) 本状についてのお問合せ・納付に関する御相談は、下記まで御連絡ください。

# 【連絡先】

川崎市教育委員会事務局

〒 - 川崎市

TEL: 044- -

FAX: 044- -